

MINIATURE LIFE展2 【観覧料の免除対象者】

ご本人	引率者（介護者）	確認方法	備 考（対象範囲）
未就学児			小学校入学前
特別支援学級の児童・生徒	左記の引率者		
	教育活動として観覧する高等学校の生徒の引率者		※高等学校の生徒は免除対象外
	中学校のクラブ・部活の引率者		
	小・中学生を引率する校長・教員		※小・中学校の児童・生徒は免除対象外 ※教員には、教頭、養護教諭、講師を含む
特別支援学校の児童・生徒	左記の引率者		※盲・聾・養護学校等
児童福祉施設の入所・通園者	左記の引率者		助産施設、乳児院、母子生活支援施設、 保育所、幼保連携型認定こども園、 児童厚生施設、児童養護施設、 障害児入所施設、児童発達支援センター、 児童心理治療施設、児童自立支援施設、 児童家庭支援センター ※児童デイサービス、放課後デイサービスは免除対象外
身体障害者手帳の交付を受けている方	左記の引率者（介護者）	身体障害者手帳を受付に提示 ※ミライOIDも可	
療育手帳の交付を受けている方	左記の引率者（介護者）	療育手帳を受付に提示 ※ミライOIDも可	
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	左記の引率者（介護者）	精神障害者保健福祉手帳を受付に提示 ※ミライOIDも可	
生活保護受給者		生活保護受給証明書（又は保護決定通知）を受付に提示	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助
	老人福祉施設の入所者の引率者		老人デイサービスセンター、 老人短期入所施設、老人介護支援センター、 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、 軽費老人ホーム、老人福祉センター
	団体の引率者 ※10名以下の団体を含む		・小・中学校の児童・生徒の引率者（校長・教員以外） ・学童保育、児童会館利用の児童の引率者 ・短大、大学の学生の引率者 ・各種専修学校の引率者 ・幼稚園、保育園の幼児の引率者 ・その他団体の引率者（公民館、市町村教育委員会、旅行会社の添乗員、運転手、カメラマン等） ・展示の下見
美術講座の受講生			※本展に関連する講座がある場合、その講座日のみ免除
	フリースクールで指導を受ける小学校の児童、中学校の生徒の引率者		

◎上記に該当する方以外は、観覧料免除になりませんので、ご注意ください。

◎10名以上の団体でお越しの場合は、道立近代美術館ホームページより事前にお申し込みください。

HOME>ご利用案内>団体でのご利用 (<https://artmuseum.pref.hokkaido.lg.jp/knb/guide/group>)